

一関市立図書館雑誌スポンサー実施要領

1 趣旨

一関市立図書館（以下「図書館」という。）で配架する雑誌の最新号のカバー（以下「雑誌カバー」という。）を活用し、自主財源の確保、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図る目的で、雑誌カバーに民間企業等の広告を掲載又は掲出（以下「広告掲載」という。）していただける事業所等を募集することに関し、必要な事項を定める。

2 雑誌スポンサー事業の内容

雑誌スポンサー事業は、「一関市広告掲載要綱（平成20年告示第17号。以下「要綱」という。）」、「一関市広告掲載基準（平成20年2月6日市長決裁。以下「基準」という。）」及び本実施要領に基づき、当該雑誌に有料で広告掲載を行う民間企業等（以下「雑誌スポンサー」という。）が、広告掲載料を負担する雑誌の雑誌カバーに広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供するものです。

3 広告掲載可能な雑誌と広告掲載料

（１）広告掲載可能な雑誌は、「雑誌リスト」に掲示します。

（２）広告掲載料は以下のとおりです。

雑誌を配架している図書館	広告掲載料 (1タイトル)
一関（新館開館後）	12,000 円／年額
川崎	9,600 円／年額
花泉・大東・千厩・東山	7,200 円／年額
室根・藤沢	4,800 円／年額

（３）年度途中から掲載する場合の広告掲載料は、決定の翌月からの月割となります。

4 広告の規格・掲載位置等

（１）広告掲載を希望する雑誌カバーの表面には、スポンサー名等を表示します。

- ・表示の大きさ 縦4cm、横13cm以内
- ・貼付位置 最新号カバー底辺より4cm以上上部の中央

（２）雑誌カバーの裏面に広告チラシを1枚貼付できます。広告チラシは両面印刷のものも可能とし、最大で裏表紙と同じサイズとします。なお、広告は雑誌スポンサーが作成してください。雑誌カバーへの広告の貼付は、図書館が行います。

（３）一関市立図書館ホームページへ「雑誌スポンサー企業・団体一覧」を掲載します。

（４）雑誌の配架位置は図書館が決定します。

5 広告掲載期間

（１）広告掲載期間は原則として1年間（4月1日～翌年3月31日）とし、年度の途中からの場合は市が広告掲載を決定した月の翌月から3月31日とします。

（２）期間満了の2ヶ月前までに、雑誌スポンサーから解約の意思表示がない場合は、次

年度の申込みを行ったものとみなし、審査の上決定します。ただし、同一の雑誌に複数の応募があった場合は、抽選の上選定します。

- (3) 表示期間は契約期間内の発行雑誌とし、年4回まで広告の内容を変更することができるものとします。ただし、表示の開始は広告掲載料の納付を確認した後とします。

6 応募資格等

- (1) 雑誌スポンサーは、企業及び個人の事業者、公共的団体又はこれに類する者、その他館長が適当と認める者（以下「事業者等」という。）を対象とします。
- (2) 雑誌スポンサーの応募要件は、基準を満たし、かつ、この要領を承諾し、履行できる事業者等とします。
- (3) 広告掲載の基準は、図書館の公共性、社会的信頼性を損なうおそれのないものとし、要綱及び基準によります。

7 応募方法

- (1) 雑誌スポンサーを希望する事業者等（以下「申込者」という。）は、一関市雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に必要事項を記載し、次に掲げる書類を添え、一関図書館に持参又は郵送のいずれかの方法により提出してください。

①広告の図案

②会社概要等を記載した書類（定款の写し、パンフレット等業種等がわかるもの）

- (2) 申込みは随時受け付けます。

- (3) 申込先

一関市立一関図書館

住所 〒021-0884 岩手県一関市大手町2-46

電話 0191-21-2147

8 雑誌スポンサーの決定

- (1) 申込書を受理した後、申請書類を審査し、雑誌スポンサーを決定します。この場合において、同一の雑誌に複数の応募があった場合は、抽選の上選定します。
- (2) 広告の図案について、具体的な広告内容を判断し、その上で修正・削除等が必要な場合は、雑誌スポンサーに依頼することがあります。
- (3) (2)の依頼に対して、申込者は、正当な理由がない場合は、広告内容の修正・削除等に応じていただきます。
- (4) 雑誌スポンサーの決定後、申込者に対し、申込結果（様式第2号）を通知します。

9 雑誌スポンサー決定後の手続き

- (1) 請書の提出

雑誌スポンサーは、雑誌スポンサー事業の実施に係る請書（様式第3）を提出してください。

- (2) 広告掲載料の納付

広告掲載料の納付は、別に交付する納付書により指定期日までに納入してください。

- ①支払いは一括前払いとします。
- ②振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とします。
- ③雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えます。
- ④年度途中の取りやめはできません。
- ⑤支払った広告掲載料の返還はできません。

10 その他

- (1) 雑誌スポンサー決定後に、雑誌スポンサーの事業変更等により要綱及び基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告掲載を取りやめることがあります。
- (2) 一関図書館で配架する雑誌への応募は随時受け付けますが、広告掲載は新館開館後から実施する予定です。したがって、広告掲載料も開館後からの分となります。
- (3) 申込みいただいた際の個人情報、雑誌スポンサー制度運営のみに使用します。

一関市立図書館雑誌スポンサー申込書

一関市長 様

一関市が募集する雑誌スポンサー事業について、「一関市広告掲載要綱」、「一関市広告掲載基準」及び「一関市立図書館雑誌スポンサー実施要領」を承諾のうえ次のとおり申込みます。

申込者
住 所
商号又は名称
代表者職氏名
業 種

印

1 広告掲載を希望する雑誌名

希望順位	掲載を希望する図書館	雑 誌 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

2 担当者連絡先等

部 署	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	
ホームページURL	

3 添付資料

- (1) 広告の図案
- (2) 会社概要等を記載した書類（定款の写し、パンフレット等業種等がわかるもの。個人事業主の場合）
- 合は住民票抄本（写）

4 その他

- ・一関市の広告関連規定を遵守します。
- ・一関市税の滞納はありません。
- ・一関市が市税納付状況調査を行うことに同意します。